

自治基本条例

vol.18

～桂川町の未来をみんなで創ろう！～

桂川町自治基本条例案が、 12月定例会議に提出されました

○特別委員会を設置

桂川町自治基本条例案が、12月定例会議に提出されました。

桂川町議会では、条例案について集中的に審査する「桂川町自治基本条例制定に関する調査特別委員会」を設置することを決定し、12月17日、18日に審査を行いました。

特別委員会の委員長として林英明議員、副委員長として神崎はな子議員を選出。審査に必要な資料の提出を求めるとともに、桂川町自治基本条例の各条文に付された解説や、パブリックコメントを受けての条文の変更箇所などについて執行部から説明を受け、審査を行いました。

○全会一致で継続審査に

2日間の審査を終えた特別委員会は、全会一致で閉会中の継続審査とすることとしました。

19日の本会議の委員長報告で林委員長は「さらなる検証と、詳細にわたる慎重審査が必要であるという考えのもと、継続審査と決しました」と報告し、本会議では報告のとおり決定されました。



自治基本条例とは？

自治基本条例は、町政運営の基本理念や町民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。

そのため、他の条例、規則、計画などの町政を進める施策は、この条例に基づいて実施されることになります。

各自治体では、地方分権の進展により、「地

域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化・複雑化する住民ニーズに対応し、地域の特色を生かした行政運営が求められています。

桂川町でも、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにするため、「自治基本条例」の制定を進めています。



【問合先】 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085